

指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令案の概要

第1 背景

未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）において、「株式会社の設立手続に関し、一定の条件の下、本年度中にテレビ電話等による定款認証を可能」とすることとされたことに基づき、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成13年法務省令第24号。以下「省令」という。）について、所要の改正を行うものである。

第2 内容

省令第9条を改正して、次の旨の規定を追加し、添付書面の提出も含め全てオンラインで定款認証の嘱託がされた事件を対象に（上記「一定の条件」）、嘱託人が指定公証人の面前において行う行為を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によってすることを可能にするるとともに、電磁的記録の認証の付与についても、電気通信回線により嘱託人に送信してすることを可能とし、全てオンラインで電子定款認証手続を行うことを可能にするものである。

1 指定公証人の面前において行う行為に関する規定

- ① 法第62条の6第3項の認証の付与の嘱託に係る電磁的記録に記録された情報について嘱託人が指定公証人の面前において行う行為は、現行の省令第9条第6項に規定する指定公証人の役場等に出頭してするものとする。
- ② ①にかかわらず、法第62条の6第3項の認証の付与の嘱託をするために指定公証人に対し提供しなければならない情報であって認証を受けようとする情報と併せて提供しなければならないものが電気通信回線により指定公証人に送信して提供されている場合には、嘱託人が指定公証人の面前において行う法第62条の6第1項第2号に掲げる行為（同条第2項に規定する宣誓をした上で行うものを除く。）は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によってすることができる。

2 電磁的記録の認証の付与に関する規定

1②に規定する行為が1②に規定する方法によってされた場合には、法第62条の6第1項の電磁的記録の認証の付与は、現行の省令第9条1項の認証を受けようとする情報に同条第6項各号に掲げる情報を付した上で、これを電気通信回線により嘱託人に送信してすることができる。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布 平成31年2月下旬

施行 平成31年3月29日